

令和8年3月31日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚一905）」の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第4 実施機関の権限及び補償事務 主任者関係 1～5 （略） (削る)	第4 実施機関の権限及び補償事務 主任者関係 1～5 （略） <u>6 規則16—0第8条第1項の</u> <u>「人事院の定める組織区分」と</u> <u>は、実施機関の区分に応じ、別</u>

(削る)

第6の3 自動車事故による場合における損害賠償との調整関係

1 事務の調整

自動車事故による災害について、補償と責任保険又は責任共済の給付とが競合する場合には、実施機関の長は、補償を行う前に、管轄店（責任保険の管轄店をいう。以下同じ。）又は協同組合（自賠法第6条第2項各号に掲げる協同組合をいう。以下同じ。）に対し、あらかじめ補償を行おうとする年月日、当該補償に係る金額等について別表第2に定める様式の書面に

表第2及び別表第2の2の組織区分欄に掲げる組織区分並びに別表第2の3の組織区分欄に掲げる組織区分をいう。

7 実施機関は、別表第2、別表第2の2及び別表第2の3の組織区分欄に掲げる組織の改廃又はこれらの組織のいずれにも属さない組織の新設があったときは、速やかにその旨を人事院に報告するものとする。

第6の3 自動車事故による場合における損害賠償との調整関係

1 事務の調整

自動車事故による災害について、補償と責任保険又は責任共済の給付とが競合する場合には、実施機関の長は、補償を行う前に、管轄店（責任保険の管轄店をいう。以下同じ。）又は協同組合（自賠法第6条第2項各号に掲げる協同組合をいう。以下同じ。）に対し、あらかじめ補償を行おうとする年月日、当該補償に係る金額等について別表第3に定める様式の書面に

より通知するとともに、損害賠償額、保険金若しくは共済金又は仮渡金の請求の有無、支払年月日又は支払予定年月日、当該支払に係る金額等について照会するものとする。なお、この照会に対しては、管轄店又は協同組合より、損害賠償額、保険金若しくは共済金（いずれも内払金を含む。以下同じ。）又は仮渡金の請求の有無、支払年月日、当該請求又は支払に係る金額、受領者等について、別表第3に定める様式の書面により、実施機関の長宛て遅滞なく回答されることとなっている。

2 免責又は求償

受給権者が責任保険又は責任共済から損害賠償額等の支払を受け、又はこれらに対し損害賠償額等の請求を行うことができる場合の免責又は求償については、第6（国、行政執行法人又は日本郵政株式会社が損害賠償の責めに任ずる場合における損害賠償との調整関係）及び第6

より通知するとともに、損害賠償額、保険金若しくは共済金又は仮渡金の請求の有無、支払年月日又は支払予定年月日、当該支払に係る金額等について照会するものとする。なお、この照会に対しては、管轄店又は協同組合より、損害賠償額、保険金若しくは共済金（いずれも内払金を含む。以下同じ。）又は仮渡金の請求の有無、支払年月日、当該請求又は支払に係る金額、受領者等について、別表第4に定める様式の書面により、実施機関の長宛て遅滞なく回答されることとなっている。

2 免責又は求償

受給権者が責任保険又は責任共済から損害賠償額等の支払を受け、又はこれらに対し損害賠償額等の請求を行うことができる場合の免責又は求償については、第6（国、行政執行法人又は日本郵政株式会社が損害賠償の責めに任ずる場合における損害賠償との調整関係）及び第6

の2（第三者加害の場合における損害賠償との調整関係）によるほか、原則として次によるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 1の回答が発せられた後において、受給権者が損害賠償額の支払を請求したとき、又は損害賠償額若しくは仮渡金の支払を受けたときは、その旨受給権者から実施機関の長宛て別表第4に定める様式の書面により届出を行わせるものとする。

(7)～(12) (略)

3・4 (略)

の2（第三者加害の場合における損害賠償との調整関係）によるほか、原則として次によるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 1の回答が発せられた後において、受給権者が損害賠償額の支払を請求したとき、又は損害賠償額若しくは仮渡金の支払を受けたときは、その旨受給権者から実施機関の長宛て別表第5に定める様式の書面により届出を行わせるものとする。

(7)～(12) (略)

3・4 (略)

(削る)

別表第2 補償事務主任者を置く組織区分 (国の機関)

実施機関	組 織 区 分
<u>内閣府</u>	<u>内閣官房</u> <u>内閣法制局</u> <u>本府の内部部局の局（官房を含む。）</u> <u>政策統括官又は当該職のつかさどる職</u> <u>務の全部若しくは一部を助ける職に就</u> <u>いている職員で構成される組織</u> <u>食品安全委員会事務局</u> <u>公益認定等委員会事務局</u> <u>再就職等監視委員会事務局</u> <u>消費者委員会事務局</u> <u>経済社会総合研究所</u> <u>迎賓館</u> <u>迎賓館京都事務所</u> <u>地方創生推進事務局</u>

	<p><u>知的財産戦略推進事務局</u></p> <p><u>科学技術・イノベーション推進事務局</u></p> <p><u>健康・医療戦略推進事務局</u></p> <p><u>宇宙開発戦略推進事務局</u></p> <p><u>北方対策本部</u></p> <p><u>総合海洋政策推進事務局</u></p> <p><u>国際平和協力本部事務局</u></p> <p><u>日本学術会議事務局</u></p> <p><u>官民人材交流センター</u></p> <p><u>沖縄総合事務局</u></p> <p><u>個人情報保護委員会事務局</u></p> <p><u>カジノ管理委員会事務局</u></p>
<p><u>宮内庁</u></p>	<p><u>本庁</u></p> <p><u>正倉院事務所</u></p> <p><u>御料牧場</u></p> <p><u>京都事務所</u></p>

公正取引委員会 事務総局の局（官房を含む。）

地方事務所

地方事務所の支所

警察庁

内部部局の局（官房を含む。）

警察大学校

科学警察研究所

皇宮警察本部

管区警察局

警察支局

管区警察学校

府県情報通信部

東京都警察情報通信部

北海道警察情報通信部

警視庁

道府県警察本部

金融庁

内部部局の局

	証券取引等監視委員会事務局 公認会計士・監査審査会事務局
消費者庁	内部部局のうち東京都に所在するもの 内部部局のうち徳島県に所在するもの
こども家庭庁	内部部局の局（官房を含む。） 国立児童自立支援施設
デジタル庁	本庁
復興庁	本庁 復興局
総務省	内部部局の局（官房を含む。） 政策統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織 サイバーセキュリティ統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成

される組織

情報公開・個人情報保護審査会事務局

自治大学校

情報通信政策研究所

統計研究研修所

管区行政評価局

沖縄行政評価事務所

行政評価支局

行政評価事務所

総合通信局

沖縄総合通信事務所

公害等調整委員会事務局

消防庁の内部部局

消防大学校

法務省

内部部局の局（官房を含む。）

刑務所

少年刑務所

拘置所

少年院

少年鑑別所

法務総合研究所

矯正研修所

最高検察庁

高等検察庁

地方検察庁

矯正管区

地方更生保護委員会事務局

法務局

地方法務局

保護観察所

出入国在留管理庁の内部部局

入国者収容所

	<u>地方出入国在留管理局</u> <u>公安審査委員会事務局</u> <u>公安調査庁の内部部局の部</u> <u>公安調査庁研修所</u> <u>公安調査局</u>
<u>外務省</u>	<u>内部部局の局（官房を含む。）</u> <u>国際情報統括官又は当該職のつかさど</u> <u>る職務の全部若しくは一部を助ける職</u> <u>に就いている職員で構成される組織</u> <u>外務省研修所</u> <u>在外公館</u>
<u>財務省</u>	<u>内部部局の局（官房を含む。）</u> <u>財務総合政策研究所</u> <u>会計センター</u> <u>関税中央分析所</u> <u>税関研修所</u>

	<u>財務局</u> <u>財務支局</u> <u>財務事務所</u> <u>税関</u> <u>沖縄地区税関</u>
<u>国税庁</u>	<u>内部部局の部（官房を含む。）</u> <u>税務大学校</u> <u>税務大学校の地方研修所</u> <u>国税不服審判所</u> <u>国税局</u> <u>沖縄国税事務所</u> <u>税務署</u>
<u>文部科学省</u>	<u>内部部局の局（官房を含む。）</u> <u>国立教育政策研究所</u> <u>科学技術・学術政策研究所</u> <u>日本学士院</u>

	<u>スポーツ庁</u>
<u>文化庁</u>	<u>内部部局のうち京都府に所在するもの</u> <u>内部部局のうち東京都に所在するもの</u> <u>日本芸術院</u>
<u>厚生労働省</u>	<u>内部部局の局（官房を含む。）</u> <u>人材開発統括官又は当該職のつかさど</u> <u>る職務の全部若しくは一部を助ける職</u> <u>に就いている職員で構成される組織</u> <u>政策統括官又は当該職のつかさどる職</u> <u>務の全部若しくは一部を助ける職に就</u> <u>いている職員で構成される組織</u> <u>検疫所</u> <u>国立ハンセン病療養所</u> <u>国立医薬品食品衛生研究所</u> <u>国立保健医療科学院</u> <u>国立社会保障・人口問題研究所</u>

		<u>国立障害者リハビリテーションセン</u> <u>ター</u> <u>国立障害者リハビリテーションセン</u> <u>ター自立支援局国立光明寮</u> <u>国立障害者リハビリテーションセン</u> <u>ター自立支援局国立保養所</u> <u>国立障害者リハビリテーションセン</u> <u>ター自立支援局国立福祉型障害児入所</u> <u>施設</u> <u>地方厚生局</u> <u>地方厚生支局</u> <u>都道府県労働局</u> <u>労働基準監督署</u> <u>公共職業安定所</u> <u>中央労働委員会事務局</u>
	<u>農林水産省</u>	<u>内部部局の局（官房を含む。）</u>

	<u>植物防疫所</u> <u>那覇植物防疫事務所</u> <u>動物検疫所</u> <u>動物医薬品検査所</u> <u>農林水産研修所</u> <u>農林水産政策研究所</u> <u>農林水産技術会議事務局</u> <u>地方農政局</u> <u>地方農政局の事務所</u> <u>地方農政局の事業所</u> <u>北海道農政事務所</u>
<u>林野庁</u>	<u>内部部局の部</u> <u>森林技術総合研修所</u> <u>森林管理局</u> <u>森林管理署</u> <u>森林管理署の支署</u>

<u>水産庁</u>	<u>内部部局の部</u> <u>漁業調整事務所</u>
<u>経済産業省</u>	<u>内部部局の局（官房を含む。）</u> <u>電力・ガス取引監視等委員会事務局</u> <u>経済産業研修所</u> <u>経済産業局</u> <u>経済産業局の支局</u> <u>産業保安監督部</u> <u>産業保安監督部の支部</u> <u>那覇産業保安監督事務所</u> <u>資源エネルギー庁の内部部局の部（官房を含む。）</u> <u>中小企業庁</u>
<u>特許庁</u>	<u>内部部局の部</u>
<u>国土交通省</u>	<u>内部部局の局（官房を含む。）</u> <u>国土交通政策研究所</u>

国土技術政策総合研究所

国土交通大学校

国土交通大学校研修センター

航空保安大学校

航空保安大学校研修センター

国土地理院

国土地理院の地方測量部

国土地理院支所

小笠原総合事務所

海難審判所

地方整備局

地方整備局の事務所

北海道開発局

北海道開発局開発建設部

地方運輸局

地方運輸局の運輸支局

	<u>地方運輸局の事務所</u> <u>運輸監理部</u> <u>運輸監理部の事務所</u> <u>地方航空局</u> <u>地方航空局の事務所</u> <u>航空交通管制部</u> <u>観光庁</u> <u>運輸安全委員会事務局</u>
<u>気象庁</u>	<u>内部部局の部</u> <u>気象研究所</u> <u>気象衛星センター</u> <u>高層気象台</u> <u>地磁気観測所</u> <u>気象大学校</u> <u>管区気象台</u> <u>沖縄気象台</u>

	<u>地方气象台</u>
	<u>測候所</u>
<u>海上保安庁</u>	<u>内部部局の部</u>
	<u>海上保安大学校</u>
	<u>海上保安学校</u>
	<u>管区海上保安本部</u>
	<u>海上保安監部</u>
	<u>海上保安部</u>
	<u>海上保安航空基地</u>
	<u>海上交通センター</u>
	<u>航空基地</u>
	<u>国際組織犯罪対策基地</u>
	<u>特殊警備基地</u>
	<u>特殊救難基地</u>
	<u>機動防除基地</u>
	<u>水路観測所</u>

	<u>環境省</u>	<u>内部部局の局（官房を含む。）</u> <u>総合環境政策統括官又は当該職のつか</u> <u>さどる職務の全部若しくは一部を助け</u> <u>る職に就いている職員で構成される組</u> <u>織</u> <u>環境調査研修所</u> <u>環境調査研修所国立水俣病総合研究セ</u> <u>ンター</u> <u>地方環境事務所</u> <u>原子力規制庁</u>
	<u>防衛省</u>	<u>本省</u> <u>防衛装備庁</u>
	<u>人事院</u>	<u>事務総局の局を除いた内部部局及び局</u> <u>公務員研修所</u> <u>地方事務局</u> <u>沖縄事務所</u>

(削る)

	<u>国家公務員倫理審査会事務局</u>
<u>会計検査院</u>	<u>事務総局の局（官房を含む。）</u>

備考 この表に掲げられていない組織は、この表に掲げられている組織のうち実施機関が定める組織に含まれるものとする。

別表第2の2 補償事務主任者を置く組織区分（行政執行法人）

<u>実施機関</u>	<u>組 織 区 分</u>
<u>独立行政法人国立公文書館</u>	<u>独立行政法人国立公文書館</u>
<u>独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構</u>	<u>本部</u> <u>支部</u>
<u>独立行政法人統計センター</u>	<u>独立行政法人統計センター</u>
<u>独立行政法人造幣局</u>	<u>本局</u> <u>支局</u>
<u>独立行政法人国立印刷局</u>	<u>本局</u> <u>研究所</u>

(削る)

	<u>工場</u>
<u>独立行政法人農林水産消費</u>	<u>本部</u>
<u>安全技術センター</u>	<u>農薬検査部</u>
	<u>横浜事務所</u>
	<u>札幌センター</u>
	<u>仙台センター</u>
	<u>名古屋センター</u>
	<u>神戸センター</u>
	<u>福岡センター</u>
<u>独立行政法人製品評価技術</u>	<u>本部</u>
<u>基盤機構</u>	<u>支所（北海道支所、中国支</u>
	<u>所及び四国支所を除く。）</u>

備考 この表に掲げられていない組織は、この表に掲げら
れている組織のうち実施機関が定める組織に含まれる
ものとする。

別表第2の3 補償事務主任者を置く組織区分（日本郵政株

式会社)

組 織 区 分

日本郵政株式会社

<u>別表第 2</u> (略)	<u>別表第 3</u> (略)
<u>別表第 3</u> (略)	<u>別表第 4</u> (略)
<u>別表第 4</u> (略)	<u>別表第 5</u> (略)

以 上